

消費税の軽減税率制度が実施されます！

平成31年10月1日から、消費税及び地方消費税の税率が8%から10%に引き上げられます。

この税率の引上げと同時に消費税の軽減税率制度が実施されます。

軽減税率制度とは？

特定の品目の課税率を、他の品目に比べて低く定めること

実施時期は？

平成31年10月1日から
(消費税率引き上げと同時)



税率はどうなるの？

標準税率10% (消費税率7.8%、地方消費税率2.2%)

軽減税率8% (消費税率6.24%、地方消費税率1.76%)

軽減税率の対象品目は？

○酒類、外食などを除く飲食料品

○定期購読の契約をした週2回以上発行される新聞



★一体資産の取り扱い

おもちゃ付きお菓子のよう、食品と食品以外の資産があらかじめ一体となっている資産。税抜価格が1万円以下で、食品の価格の占める割合が2/3以上の場合、全体が軽減税率の対象となります。

★外食・ケータリングなどの取り扱い

外食や、相手が指定した場所で飲食料を提供するケータリングなどは対象外。テイクアウトや出前、宅配などは対象。

問伊予三島税務署 個人課税部門 24-5412 法人課税部門 24-5413
消費税軽減税率電話相談センター (軽減コールセンター) 専用ダイヤル 0570-030-456 9:00~17:00 (土日祝除く)

事業者のみなさんへお知らせ

制度が始まると、次のような対応が必要になってきます。

○取引商品や仕入れ(経費)の請求書などに記載された適用税率が、正しいか確認

○毎日の売上げ、仕入れ(経費)を税率ごとに区分して帳簿などに記載

○必要に応じて、複数税率に対応したレジを導入・改修

○税率ごとに区分して税額計算を行い申告(売上げまたは仕入れを税率ごとに区分することが困難な中小事業者に対して、売上税額または仕入税額の計算の特例があります)

○課税事業者の方は、帳簿及び区分記載請求書などの保存が必要

軽減税率対策補助金

軽減税率(複数税率)制度への対応が必要となる中小企業・小規模事業者などが、複数税率レジの導入や、受発注システムの改修などを行う際に、その経費の一部を補助するものです。

【申請受付期間】

平成30年1月31日(水)まで

問 軽減税率対策補助金事務局

0570-081-222

9時~17時(土日祝除く)

